

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年 7月15日
【会社名】	兵機海運株式会社
【英訳名】	HYOKI KAIUN KAISHA,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大東 洋治
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島3丁目6番地1
【電話番号】	(078)940-2351(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長兼内部監査室長 安積 拓也
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区港島3丁目6番地1
【電話番号】	(078)940-2351(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長兼内部監査室長 安積 拓也
【縦覧に供する場所】	兵機海運株式会社 大阪支店 (大阪市住之江区南港中6丁目3番44号) 兵機海運株式会社 東京支店 (東京都中央区京橋2丁目6番14号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2-1)

### 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年7月1日に提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

### 2【訂正事項】

#### 2 報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

### 3【訂正内容】

訂正箇所は\_(下線)を付しております。

(訂正前)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	<u>10,218</u>	1	-	(注)1	可決 <u>99.99</u>
第2号議案	<u>10,216</u>	3	-	(注)2	可決 <u>99.97</u>
第3号議案					
大東 洋治	<u>10,216</u>	3	-	(注)3	可決 <u>99.97</u>
平井 清隆	<u>10,216</u>	3	-		可決 <u>99.97</u>
大石 修	<u>10,216</u>	3	-		可決 <u>99.97</u>
佐藤 清	<u>10,216</u>	3	-		可決 <u>99.97</u>
松本 利晴	<u>10,216</u>	3	-		可決 <u>99.97</u>
田中 康博	<u>10,215</u>	4	-		可決 <u>99.96</u>
安積 拓也	<u>10,216</u>	3	-		可決 <u>99.97</u>
橋田 光夫	<u>10,216</u>	3	-		可決 <u>99.97</u>
赤木 潤子	<u>10,213</u>	6	-		可決 <u>99.94</u>
第4号議案					
米原 良一	<u>10,218</u>	1	-	(注)3	可決 <u>99.99</u>

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	<u>8,004</u>	1	-	(注)1	可決 <u>99.98</u>
第2号議案	<u>8,002</u>	3	-	(注)2	可決 <u>99.96</u>
第3号議案					
大東 洋治	<u>8,002</u>	3	-	(注)3	可決 <u>99.96</u>
平井 清隆	<u>8,002</u>	3	-		可決 <u>99.96</u>
大石 修	<u>8,002</u>	3	-		可決 <u>99.96</u>
佐藤 清	<u>8,002</u>	3	-		可決 <u>99.96</u>
松本 利晴	<u>8,002</u>	3	-		可決 <u>99.96</u>
田中 康博	<u>8,001</u>	4	-		可決 <u>99.95</u>
安積 拓也	<u>8,002</u>	3	-		可決 <u>99.96</u>
橋田 光夫	<u>8,002</u>	3	-		可決 <u>99.96</u>
赤木 潤子	<u>7,999</u>	6	-		可決 <u>99.92</u>
第4号議案					
米原 良一	<u>8,004</u>	1	-	(注)3	可決 <u>99.98</u>

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。